

# 院内感染対策に関する取組事項

## （院内感染対策指針）

### 1. 目的

本指針は、当院における医療関連感染を未然に防止し、発生した場合も感染症の拡大を防ぎ、かつ迅速な終息を図ることが出来るよう、院内感染対策を推進し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供に資することを目的とする。

### 2. 基本方針

当院は

- ・標準予防策をすべての患者に実施する
- ・手指衛生を感染対策の基本とする
- ・感染経路別予防策に応じた感染対策を行う
- ・職員教育を継続的に実施する
- ・感染症発生時には迅速に対応し、感染拡大を防止する
- ・抗菌薬を適正に使用する
- ・地域医療機関と連携する

ことを基本方針とする。

### 3. 院内感染対策に関する組織的な取り組み

#### 1. 責任者

院長を院内感染対策の最高責任者として、院内感染対策に関する最終決定を負う。

#### 2. 感染防止対策部門

当院は、「感染防止対策部門」を設置し、院内感染対策を組織的に実施する。感染対策は医療安全の重要な要素であることから、「感染防止対策部門」は「医療安全管理部門」が兼務し、一体的に感染防止対策を推進する。

#### 3. 院内感染対策委員会

院内感染対策を推進するため、院内感染対策委員会（以下、委員会という）を設置する。委員会は、院長、看護部門、薬剤部門、検査部門、事務部門の責任者及び院内その他部署の代表者で構成する。

●院内感染対策委員会の主な業務

- ①院内感染対策指針および、マニュアル等の審議
- ②院内感染発生状況の把握および評価
- ③アウトブレイク発生時の対応方針の決定
- ④感染対策教育・研修の企画
- ⑤地域連携医療機関との連携に関する事項

●開催

委員会は、毎月 1 回開催する。

開催予定日： 第 2 水曜日 13 時～

必要時は、随時開催する。

4. 感染制御チーム (ICT)

院内感染対策を実行する実務組織として、院内感染対策委員会の下部組織として設置する。

ICT は、感染防止対策部門に所属する医師、看護師が兼務し、院長が任命する。

●ICT の主な業務

- ①院内感染マニュアルの作成と周知
- ②院内ラウンドの実施
- ③抗菌薬の適正使用についての協力
- ④職員研修の実施
- ⑤地域連携医療機関との連携に関する事項
- ⑥院内感染対策委員会への報告

4. 職員に対する研修

院内感染防止対策の基本的な考え方および具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に開催する。

- 2. 職員研修は年 2 回全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時研修の機会を設ける。院外の感染対策に関する学会・研修会の開催情報を告知し、職員の参加を支援する。

5. 院内感染の基本的な考え方

病院外（市井）で感染した、又はもともと持っていた（保菌）感染症以外のものを院内感染とする。

院内感染発生事例を早期に把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の確

認と指導を行うために、ICTにより週1回程度、院内ラウンドを行う。

## 6. 院内感染発生時の対応

院内感染を防止するため、週1回「感染情報レポート」を作成し、感染状況を確認し、感染拡大防止に努めるとともにベッドコントロールに活用する。

2. 感染発生が疑われる場合は、速やかに部署長、ICTもしくは感染委員に報告をする。  
必要に応じて委員会を開催し、感染対策を協議・実施する。
3. 報告義務のある感染症が特定された場合は、速やかに保健所に報告をする。
4. 必要に応じて、協力医療機関に相談、支援を行う。

## 7. 抗菌薬適正使用

感染症患者への適切な治療の提供および薬剤耐性菌の発生・拡大を防止できるように、連携する医療機関や地域の医師会からの助言のもと、適正に使用する。

## 8. 情報提供と説明

本指針は患者様をはじめ、当院に出入りするすべての人々に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や当院ホームページに掲載し情報開示をする。

## 9. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「各種院内感染マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図る。また、定期的な見直しを行い、状況にあった対策を構築する。

2. 感染対策に関し、「岐阜県総合医療センター」と地域連携を行う。